

# BEPS Action Planが日系企業に与える影響 ～移転価格税制に関する分野を中心に～

みなみの さとし  
税理士法人トーマツ 南野 啓

## 1. BEPS行動計画のインパクト

BEPS (Base Erosion and Profit Shifting) とは、巧みなタックス・プランニングにより、所得がどこの課税管轄権でも課税されない（もしくは極めて低い税額でしか課税されない）ことにより、課税ベースが浸食される状態を指す。Double-Taxation（二重課税）に対してNon-Double-Taxation（二重非課税）の状態であると表現されることもしばしばである。

国際的租税回避行為はここ数年で始まった事象ではない。従来から、過度なタックス・プランニングによる租税回避の事例は多く存在したが、2012年、著名な多国籍企業が主にその海外事業に関して様々なスキームを用いることで大幅に節税を行っている実態が明るみになり、米国議会や英国議会でも厳しく糾弾されることとなった。BEPSに係る一連の動きが過去の国際税務の議論と一線を画すのは、国際政治が深く関与している点にある。

2013年2月にBEPSに関する最初の報告書“Addressing Base Erosion and Profit Shifting”がOECDより提出されたのを機に、同年7月、OECD/G20は“Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting”（以下「BEPS行動計画」）を公表した。そこでは具体的に取り組むべき15項目の行動計画が提示されている。これらの行動計画は同時期に開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議（ロシア）においても提出され、各国の支持を得ることとなった\*1。我が国も財務大臣談話のなかで「日本はこれを強く支持する」としている\*2。

なお、日本の経済界は、特に移転価格文書化の再検討に対して「BEPS行動計画は、一部の多国籍企業による租税回避行為への対抗及びそれに伴う平等な競争条件の確保が趣旨と理解しているが、これが正しいとすれば、BEPSに無縁な他の多数の企業に過度な追加的負担を求めることは合理的・生産的で

はない。]\*3とする意見を表明している。しかしながら、これらの意見はOECDに受け入れられることはなく、議論は進行している。

このように国際的な大きな潮流が確立されつつあるなかで、我が国のみが独自路線を歩むことは現実的には考え難い。今後、行動計画の成果物の内容を基に我が国国内法の改正は余儀なくされよう。また、他国においても、我が国国内法の改正のタイミングと足並みが揃うか否かは別として何らかの法制等への影響は生じるであろう。我が国企業が子会社や支店等の形態で他国に進出している場合、その子会社及び支店は当該他国の法制に当然に服する事となる（勿論、当該他国の法制が国際ルールに則ったものであることを前提として）。従って、BEPS行動計画を巡る企業の対応は、単に我が国国内法の制定を待ち、それを遵守することに留まらず、他国の法制化の動向も十分に見極める点に留意する必要がある。

以上の通り、BEPS行動計画は国際政治の深い関与の基に進行しており、2014年9月には15項目の行動計画のうち7項目について成果物が公表された。本稿では主に移転価格税制に関連のある行動計画13成果物（以下「行動計画13」）及び行動計画8成果物（以下「行動計画8」）についてその概観に触れ、企業実務に与える影響について考えられる点を述べたい。なお、行動計画13は今後の移転価格文書の在り方に関するガイダンス、行動計画8は移転価格税制の側面からの無形資産に係るガイダンスである。

## 2. 行動計画13～今後の移転価格文書化と他のBEPS 行動計画との関連性～

行動計画13では3種構造による移転価格文書化が規定された。即ち、企業グループの全体像を示す

\*1 G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明（ロシア・モスクワ）より

\*2 平成25年7月19日付財務大臣談話より

\*3 日本経済団体連合会、2014年2月19日付「「移転価格文書化と国別報告に係るディスカッション・ドラフト」に対する意見」より

マスターファイル、企業グループの各国における納税状況や財務情報について記載する国別レポート、各国現地の取引詳細を記載するローカルファイルの3種である。“Action plan on Base Erosion and Profit Shifting”において二重非課税を防止するためには抜本的な改革が必要であると強調された通り\*4、既存の移転価格実務にはなかった全く新たな試みである国別レポートが導入されている。

さらに特筆すべきは、マスターファイル及び国別レポートについては各国当局が共有することを前提としている点にある。従前の移転価格実務においては、各国移転価格税制に則り作成された移転価格文書を、異なる国の当局間で共有されることは原則としてされていない。企業グループのマスターファイル及び国別レポートを各国当局が共有することになれば、企業グループのグローバルでの活動実態が明らかにされる（ただし、後述の通り国別レポートがどれだけ活動実態を反映するものになるかについては疑問の残る点である）。

マスターファイル及び国別レポートがどのような方法で共有されるかについては、本稿執筆時点\*5で未だ明確にされていない。しかし、どのような共有方式が採用されるかに関わらず、企業にとっての脅威は新たな移転価格文書化への事務負担のみならず、文書作成後のリスクマネジメントにあるのではなかろうか。即ち、全世界での活動実態が当局間で共有されることにより、各国による「税金の奪い合い」といった側面がより強く押し出され、結果として企業が二重課税に陥る状況が増加するのではないかと懸念される。あるいは、マスターファイル等に記載される機密情報が、当局間で適切に管理されなければ、企業の事業活動にとっても重大な弊害とならねない。

なお、今回の取り組みで新たに導入される国別レポートについては、今後も議論が続くところであろう\*6。OECD/G20は国別レポートの目的を税務当局によるリスクアセスメントと位置付けているものの、実際に企業が作成する国別レポートがどれだけその趣旨に合致したものになるかについては多くの実務家・企業担当者が憂慮する点である。特にグループ内で多様な事業に従事するコングロマリッド等に対しては特に顕著な問題になろう。

例えばA国に子会社を複数有するコングロマリッドがあったとする。この場合、子会社がそれぞれ全く異なる事業を行っていたとしても行動計画13のガイドラインに基づけばこれらA国に所在する子

社の財務情報等を単純合算することになる。事業が違えば損益構造等も当然異なるはずなので、これらの数字を形式的に単純合算した結果、移転価格のリスクアセスメントの上では何の意味も持たない資料が出来上がる可能性さえある。寧ろ、こうした数字が当局間で共有され、独り歩きすることにより、本来移転価格の問題でない取引が移転価格の問題にすり替えられ、調査・課税へと繋がるのが大きな懸念として残る。

このような不確実性のなかで、企業はまずはグループ全体の移転価格ポリシーを構築し、マスターファイル、国別レポート、ローカルファイルを首尾一貫して作成することが求められよう。同時に、移転価格に関連する他の行動計画成果物の内容についても斟酌しながら、そことの整合性を図る必要も出てくるのではなかろうか。

行動計画13の内容を勘案すると、課税の空白に関する対策に傾倒するがゆえに、結果として二重課税の増加を招きかねないのではないかとさえ懸念される\*7。企業にとり二重課税に晒される可能性が高まることを勘案すると、未だ成果物は公表されていないものの行動計画14の成果物が如何なるものになるかは非常に重要なポイントとなろう。行動計画14は“Make dispute resolution mechanism more effective”と題され、紛争解決手段としての相互協議や仲裁条項をより効果的なものとすべく新たなガイドラインが設けられる見込みである\*8。現行の租税条約の枠組みにおいて、相互協議は当局間の「合意努力義務」規定に留まり、必ずしも納税者にとって合意が約束されるものではない。また、合意されたとして当局間の交渉の結果としての性質上、必ずしも納税者の意向に沿った内容になるとも限らない。さらに一部の新興国との間においては相互協議そのものが円滑に進まないといった弊害が存在する。また我が国が締結した二国間租税条約において仲裁条項が含まれているものは現時点でごくわずかである。さらに仲裁に持ち込むとなると各国との租税条約に基づき様々なプロセスを経なければならず、企業にとってのハードルは相当に高いのが現実ではなかろうか。

このように現行制度においても相互協議及び仲裁には多くの難点がある上に、今回の行動計画13の延長線上で二重課税の増加が危惧される以上、それを排除するシステムの確立は納税者たる企業のOECD/G20に対する至上命題である。従って、行動計画13に対する対応を図る上では、行動計画14

\*4 Action plan on Base Erosion and Profit Shifting, Chapter 3より

\*5 2014年11月

\*6 2020年までに行動計画13の内容については見直しが行われる予定である

\*7 日本経済団体連合会も前述の意見において同様の懸念を示している

\*8 行動計画14は2015年9月にOECD/G20より成果物が公表される予定

の進捗も併せて勘案されるべきであろう。

### 3. 行動計画8 ～抜本的解決には至らない可能性～

行動計画8には、無形資産に関して“2010 OECD Transfer Pricing Guidelines”のChapter VIに代替する記述が含まれている。ただし、“Ownership of intangibles and transactions involving the development, enhancement, maintenance, protection and exploitation of intangibles”（無形資産の所有と無形資産の開発、改善、維持、保護及び利用を伴う取引）\*9等の項目については確定されておらず、2015年9月に最終版が公表される予定とされている。

また、移転価格税制における無形資産について新たに定義づけがなされたものの、解釈の余地を相当程度残した表現となっており、実質的に何を無形資産と位置付けるかは納税者及び税務当局の判断に依るところが多く、実務上は従来の延長線上であり、特段の変更を伴うものではなからう。

（参考）無形資産の定義\*10

（原文）

Something which is not a physical asset or a financial asset, which is capable of being owned or controlled for use in commercial activities, and whose use or transfer would be compensated had it occurred in a transaction between independent parties in comparable circumstances.

（日本語訳）\*11

有形資産・金融資産ではなく、所有・支配することができ、同様の状況の非関連者間取引において、その使用又は移転により報酬が生じる資産

さらに無形資産の評価手法としてDCF法の活用が記載された。DCF法は、貨幣の時間価値を考慮し、無形資産に関連して得られる将来キャッシュフローを現在価値に割り引くことを基本的な考え方として

いる。将来キャッシュフローや割引率等は計算上の前提となるものであり、この前提が異なれば算定される無形資産の価値も当然異なる。無形資産の価値が主観の域を脱し得ない以上、課税権をもつ主権国家同士がその算定結果について容易に妥結することは考え難い。従って、DCF法の評価手法を用いたとしても無形資産を巡る移転価格税制上の紛争が緩和されることは期待できないのではなからうか。

また、ロケーションセービングやグループシナジー等について、コンパラブルズとの比較可能性を高める見地から検討が加えられているが、この点についても行動計画8の記載内容をもって実務上の改善が図られるかということ、否定的な見方をせざるを得ない。

ロケーションセービングやグループシナジーを如何に定量化するかといった課題以前に、そもそもロケーションセービングやグループシナジーが存在するか否かの事実認定において当局間が円滑に合意することは相当に難しいのではないか。

この観点からも、効果的な紛争解決手段が確立されることを望むほかなく、行動計画14の成果物が期待されるところである。

### 4. 最後に

一部の米系多国籍企業の過度な節税行為に端を発した問題が我が国企業まで波及することとなった。日本の経済界からの反発があるのは至極当然の感覚であろう。一方で、既にBEPSを巡る動きは国際的なコンセンサスを得るところとなり、この流れに抗することは事実上不可能である。そうであるならば、ある種の開き直りとなろうがマインドセットを変更した方が得られるものがあるのではなからうか。BEPS行動計画に対処する過程で、必然的に企業のグローバルな取引状況が親会社に集約されることになろう。今まで親会社の管理が行き届いていなかったOut-Out取引の詳細や細かな取引ごとの損益情報等を把握することにより、新たな経営上の課題が浮かび上がるかもしれない。そうした可能性を探りながら対策を講じることで予期せぬポジティブな側面が出てくる可能性も否定できないだろう。

以上

\*9 日本語訳は筆者の仮訳である

\*10 行動計画8パラ6.6

\*11 日本語訳は「OECD/G20 BEPSプロジェクトの現状 -2014年報告書等 OECD事務次長 玉木林太郎」25頁より引用した